

多胎妊娠の方へ追加助成のご案内

三木市では、令和3年4月から、多胎妊娠の方へ多胎妊婦健康診査費助成券の交付を開始しています。

多胎児（双子や三つ子など）を妊娠した妊婦の方は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなっています。そこで、通常105,000円14回までの妊婦健康診査費助成に加えて、15回目以降に使える多胎妊婦健康診査費助成券交付による合計130,000円の助成で負担軽減を図ります。



◆対象となる方

三木市に住民登録があり、令和3年4月1日以降に多胎妊娠である方

*多胎と診断され、母子健康手帳の交付時に、多胎妊婦健康診査費助成券を交付します。

◆上乗せ助成内容

1回あたりの上限5,000円の助成券5枚（計25,000円）を交付

*5,000円を超えた費用については、自己負担になります。

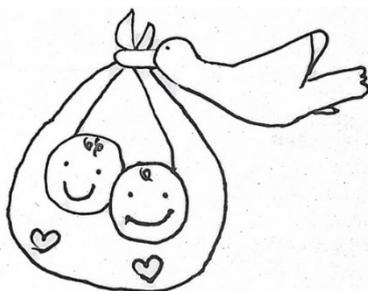
*三つ子以上でも追加助成内容は同じです。

◆利用方法と注意事項

15回目から19回目の妊婦健康診査1回につき、1枚使用できます。

*詳しくは多胎妊婦健康診査費助成券の裏面をご覧ください。

*妊婦健康診査を受診する医療機関が変更になる場合は下記へお知らせください。



【お問い合わせ先】

三木市大塚1丁目6-40

総合保健福祉センター 健康増進課

電話：0794-86-0900

FAX：0794-86-0904